

※裏面の「記入上の注意」をよく読んでからご記入ください。

複数の年金受給権をお持ちの方は、この届出により、他の年金についても住所を変更します。
日本年金機構等から支給を受けている年金についても住所が変更されます。

記入上の注意

◇年金受給権者 住所変更届

1. 住所は、番地、マンション名、〇〇方などまでご記入ください。
2. 複数の年金受給権がある方は、この届出により、他の年金についても住所を変更します。
3. 元号は、該当する文字を○で囲んでください。
4. 受給権者が自ら署名する場合には、押印は不要です。
5. 変更後住所が住民票と異なる場合には、次の書類の添付が必要となります。(いずれも、発行から6ヶ月以内のもの)
 - ◆血縁者宅を届出する場合……続柄確認のできる戸籍謄本等、血縁者の住民票、委任状(任意)
 - ◆入居施設を届出する場合……入居証明書(施設発行)
 - ◆その他、居所を届出の場合…その住所に居る確認ができる公共料金の請求書(住所・氏名記載あり)

◎この届書の提出先は、国家公務員共済組合連合会(〒102-8082 東京都千代田区九段南1-1-10 九段合同庁舎)です。
ご不明な点は、KKR年金相談ダイヤル 0570-080-556 (ナビダイヤル)

※0570におかけになれない場合 03-3265-8155 (一般電話)へお問い合わせください。

◎個人番号を記入する場合は、本人確認のための書類(マイナンバーカード両面の写し等)の提出が必要となります。
詳しくはKKR年金相談ダイヤルまたは当会ホームページにてご確認いただきますようお願いいたします。

(個人情報利用目的について)

国家公務員共済組合連合会における個人情報保護法第15条第1項に規定する保有個人情報の利用目的は、次のとおりです。

1. 長期給付の決定及び支払
2. 長期給付に関する情報提供
3. 宿泊事業及び医療事業等の福祉事業に関する情報提供

(注) 日本年金機構から年金をお受け取りされている方は、下記についてご確認ください。(日本年金機構から年金をお受け取りされていない方は、確認不要です。)

◇住民基本台帳による住所の更新 停止・解除 申出書

- ◎住民基本台帳による住所の更新の停止を申出された方は、今後、住所変更があった際には年金事務所への届出が必要となります。
(日本年金機構に個人番号(マイナンバー)の収録のない方も同様)。
- ◎住民基本台帳による住所の更新を申出された方で日本年金機構に個人番号(マイナンバー)の収録がされている場合、
今後、住所変更があった際には、年金事務所への届出が不要となります。
- ◎住民票住所とは別の住所へ通知書等の送付を希望される方で日本年金機構に個人番号(マイナンバー)の収録がない場合は、
個人番号(マイナンバー)の申出もしくは住民票の写しの添付が必要となります。